

インド大使館
東京

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する入国及びビザの制限について

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大を受け、インドへの入国について、下記の対策が**即時適用**されましたので、お知らせいたします。

(i) **2020年3月3日以前**にイタリア、イラン、韓国そして日本国籍の方に発給された通常のビザ(パスポート貼付型)、e-Visa(日本人/韓国人対象の到着時ビザを含む)で、**ビザが未使用(未入国)の場合、それら全てのビザが一時停止になりました(これらのビザでは入国できません)**。上記外国籍の方は、インド国内全ての空港や港、または陸路での入国が出来なくなります。やむを得ない理由によりインドへの渡航の必要がある人は、管轄のインド大使館・総領事館において新規ビザ申請が可能です。

(ii) **2020年2月1日またはそれ以降**に中国やイラン、イタリア、韓国そして日本に旅行した全ての外国人に対し発給された通常のビザ(パスポート貼付型)、e-Visaで、**ビザが未使用(未入国)の場合、それら全てのビザが一時停止になりました(これらのビザでは入国できません)**。上記に該当する外国籍の方は、インド国内全ての空港や港、または陸路での入国が出来なくなります。なお、やむを得ない理由によりインドへの渡航の必要がある人は、管轄のインド大使館・総領事館において新規ビザ申請が可能です。

(iii) 上に記された国からインドに入国しようとする、外交官及び国連やその他国際機関の職員の方、OCIカード所持者及び航空会社社員については入国制限の対象にはなりません、入国時医療検査が強制的に課されます。

(iv) 全ての外国人またインド国民で、空港・国境・港の入国管理局からインドへ入国される方については、入国時に保健担当官と入国管理官に対し、個人情報やインド国内における連絡先(電話番号や滞在先住所)や旅行履歴等を記した正式な自己申告書を提出するよう義務付けられました。

(v) 中国や韓国、日本、イラン、イタリア、香港、マカオ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、ネパール、タイ、シンガポールそして台湾といった国から直接、または経由地を経てインドへ入国しようとする、上記で入国が制限されている旅行者以外の旅行者(外国人、インド人)については、入国時医療検査が必須となります。

インド大使館
東京、日本
2020年3月3日